

やつお春雄議員が6項目を質問！

○議長(堀川季延君) それでは、日程1番、一般質問を行います。

9月10日の一般質問に続き、八尾議員の発言を許します。

13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) おはようございます。1番目というのは、なかなか回ってこないもので緊張しておりますが、よろしくお願ひします。傍聴の方、きょうはありがとうございます。

質問に入る前に二つ申し上げたいと思います。今度の台風や北海道の地震で、たくさんの方が亡くなられてまして、被害も甚大でございます。お見舞い、お悔やみ申し上げるとともに、一日も早い復旧をお祈りをしているところでございます。私もできることがあれば、やらなあかんなど、そんな気がしております。

もう一つは、議会の活性化委員会のことで、町長以下、部長さんには、広陵町議会一般質問&答弁という資料を議長を通じてお届けをしております。平成28年6月議会から平成30年6月議会までの9回の議会において、議員が一般質問を70種類で251項目しておるわけですが、分類を試みたものでございます。部長さんに見てみたら、こんな答弁、わてしてないがなというような書き方もしているところもあるのではないかと。それから法律だとか、通達だとか、町の計画などをちゃんと議員は認識して質問しているのかといえ、そうでない場合もあるのと違うかというので、その答弁の根拠になるのを記入をしてくださいということでお願いをしております。まだこれは、第2次案でございまして、来年の3月に確定をさせると。この一般質問の論議が活発に、またかみ合うものになりたいという思いでつくったものでございますので、どうぞ御協力をよろしくお願ひをいたします。

きょうは、6本質問を準備をいたしました。

第1でございます。**国民健康保険被保険者と後期高齢者医療被保険者の健康診断の格差是正について。**

前回の一般質問で、75歳の誕生日を迎え、国保から後期高齢者医療制度に変更になった途端、集団検診から排除され特定保健指導も受けられない高齢者の声を届けた。格差是正を強く求めておられる。

①この問題を解決する方針を決めたか。町独自で改めることは可能だというのが前回の部長答弁であった。

②具体的な案内・申し込み・実施・結果通知・保健指導の流れを簡潔に説明してほしい。どのように変更するのか。

③後期高齢者医療制度には、国保運営協議会のような仕組みがないので町は被保険者の意見を組織的に承る仕組みがない。広域連合議員も同様である。このことがこの制度の問題点であるとの認識があるか。国保運営協議会のような仕組みを任意に設置してはどうか。

大きな2番目でございます。**公園のみどりの確保と今後の維持管理について。**

住民参加型で、去る8月25日「横峯公園第2回みどりの検討会」が開かれ、幸いにして大筋において町の提案が了解された。毎回大声を上げる参加者がいて困ったものだ。

①樹木医の助言も受けて、伐採・剪定・移植・新たな植栽など多岐にわたる方針案が示された。公園のあり方をこれまで本格的に学習する機会がなかったので参考になる。当面被害の出ているメタセコイアの落ち葉対策を優先しなければならないが、公園問題は落ち葉対策のみではない。今後の大筋の方針を示してほしい。

②西谷公園及び竹取公園の改善と時期的に競合しているようだ。課長は次回の検討会の日程を明らかにしていない。さらに予算計上の見込みはどうか。

③参加者から「自治会との協定」の発言もあった。方針論議をしている段階であるので時間をとって住民合意を広げるのが先決である。

④ペットの扱いをどうするかはよほど丁寧に対応しないと最近は愛玩動物から家族の一員に格上げされている状況だ。検討会では討議テーマにしてほしい。

大きな3番目でございます。**平成31年度中学校道徳教科書の選定について。**

臨時教育委員会で広陵町の選定は光村図書に決めたとのことだが、北葛城郡の教科書選定協議会の結果はどうなったのか。

①広陵町臨時教育委員会で同社教科書を選定した理由はどのようなものであったのか。

②北葛城郡の協議会の構成メンバー・会則・会議録の提示を求める。情報公開請求が必要なのか。

大きな4番目でございます。**全国学力・学習状況調査について。**

中学校3年生ともなると、高校受験が目前で、生徒も保護者も緊張を強いられる。平成29年12月21日 文部科学省は平成30年度全国学力・学習状況調査にする実施要領を明らかにした。

①この中で5、調査結果の取り扱いの「(5)調査結果の取り扱いに関する配慮事項」が示されている。どのように受けとめ実施しているか。

②全国学力・学習状況調査については、従来の広陵町議会で一般質問でも取り上げられている。全国平均を下回った教科のあることを問題視した質問であった。教員の定数増や教育環境の整備についてもっと方針提起する必要があると考えるがどうか。

大きな5番目でございます。**固定資産税納税義務者について。**

「持ち主がわからない土地が九州の面積を超えている」という書籍が販売されて話題になっている。登記簿の所有者と実際の所有者が一致すればその方が納税義務者であることは容易に判明するが、ただし、登記手続をとらなくても違法性は問われないとのことである。代がわりが進み50年以上遡ってようやく所有者らしき人物にたどり着く場合もあるとのことである。

①誰を納税義務者に指定しているのか。その基準にはどんな合理性があるのか。登記との一致以外でどんな基準を設けているのか。

②仮住まい状態で継続的な生活の実態がないのに納税義務者に指名された事例がある。さ

らに相続放棄の場合の課税はどのようにしているのか。

大きな6番目でございます。合葬墓建設計画の進捗はどうか。

平成30年度予算で500万円が確保され準備が進んでいると思われる。

①建設完了時期・受付開始時期・費用・遺骨の管理方法・名簿の作成・費用などは準備ができたか。

②条例案の提案はいつの予定か。

③町長は「町主催の追悼式はやらない」という答弁であった。考え直して5年に1回の頻度で無宗教・簡潔な追悼式開催を希望する。

以上でございます。

○議長(堀川季延君) ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長(山村吉由君) 八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず1番目の国民健康保険被保険者と後期高齢者医療被保険者の健康診断の格差是正についての御質問でございます。

まず、後期高齢者の健診方法につきましては、現在、関係機関と協議をしながら検討を重ねている段階でございます。かかりつけ医がある方につきましては、個別受診していただくことが、疾病の早期治療につながるため、個別受診が好ましいという考えではございますが、かかりつけ医のない方につきましては、集団健診を受けていただけるような機会を設けたいと考えております。

来年度には、町内に健診センターが開業されます。先日、事業所から事業内容についての説明があり、5月ごろには健診事業を始動できる予定ということです。時期を見て広陵町民の健診日を設け、後期高齢者、国保被保険者とどなたでも健診を受けてもらえる体制をとるなど、より多くの受診機会設定を想定し、協議を進めたいと考えております。

10月に予定されています保健事業等報告会で町内医師会の先生方の御意見を伺い、今後の方向性を決めたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

二つ目に、具体的な案内等、流れの説明ということですが、まず健康診査対象の方につきましては、毎年5月下旬に受診券を郵送させていただいております。こちらについて変更はございませんが、個別健診以外の選択が可能となった場合については、検診センターでの受診方法についても案内文を同封するなどし、周知に努めます。

結果通知につきましては、どちらの医療機関で受診されても、町から郵送させていただくことに変更はございません。

高齢者の保健指導については、低栄養、筋力低下等による心身機能低下の予防や、生活習慣病等の重症化予防など、高齢者の特性を踏まえた事業展開が必要だと感じているところです。健康状態によっては医療や介護につなげ、未然に防げる場合については、栄養指導や介護予防教室と連携を図り、より健康に過ごしていただくサポートができるよう、体制を整えたいと考えています。

三つ目の項目ですが、奈良県後期高齢者医療保険制度の運営に関して、被保険者等から幅広い意見を伺うために、「奈良県長寿医療制度懇話会」が設置されています。懇話会の委員は、被保険者、保険医療機関等の医療にかかわる方、医療保険者、有識者、行政機関の各代表から構成されています。しかしながら被保険者代表は3名以内と少ないのが現状です。現在のところ町独自で国保運営協議会のような仕組みの任意設置は予定はしておりませんが、後期高齢者医療保険制度に限らず、健診を含む医療制度全般にわたり、御意見や御要望を伺うために窓口でアンケート調査を実施したいと考えております。様式、内容については検討中ではありますが、早期の実現に向け、取り組んでまいります。また、その中で後期高齢者医療被保険者の方からいただく御意見や御要望については、広域連合に届けてまいります。

2番目の公園みどりの確保と今後の維持管理についての御質問でございます。

横峯公園は、造成時に減少した緑を早期に回復するため、多くの若木が植えられました。これらの木々が約30年を経て成長繁茂し、落ち葉被害や見通しの悪化などの問題を生じさせています。また、成長した樹木の過密化により枝枯れや病害が発生しています。このため、町では横峯公園の緑を将来にわたって守り育てる「植栽管理計画」を策定することとし、利用者の意見を反映するため、住民参加型のワークショップ「みどりの検討会」を開催させていただきました。第1回では、現状の公園植栽のよいところ悪いところ、保全すべき樹林と改善すべき樹林など、多数の意見をいただきました。さらに、樹木医による診断調査も実施し、専門家の知見を踏まえた植栽管理計画を作成しました。第2回「みどりの検討会」で御意見を伺ったところ、計画実施後の維持管理が重要になるといった意見はありましたが、植栽管理計画については大筋で同意いただきました。

一つ目の問いの落ち葉の対策以外の公園問題に対する今後の大筋の方針につきましては、まずは植栽管理計画に基づき、緑の保全対策を適切に実施することが重要であると考えております。その進捗を図りながら、順次、老朽化した舗装やトイレ等の公園施設の長寿命化やリニューアル対策を進める方針です。

二つ目の問いについては、平成30年度と31年度の2カ年は、植栽管理計画の緊急性の高い対策として、落ち葉対策と過密による病害木や危険木の対策を行います。特に今年度は、県の補助を受けた「かつらぎの道周辺景観整備事業」として、かつらぎの道周辺の過密樹林とメタセコイアの伐採を行うため、大がかりな剪定や相当数の樹木伐採となります。対策実施後は、その成果について専門家に意見を聞くなどフォローアップを行い、植栽の将来に向けた課題の改善策を行うこととしており、公園利用者の声も参考にしたいと考えております。

平成31年度以降の植栽管理の予算については、町単独費となり、厳しい予算査定となりますが、今回、利用者の皆様に同意いただいた植栽管理計画を着実に実行するため、所要額の確保に努力したいと考えております。

三つ目の問いでございますが、自治会との協定についてでございます。

植栽管理計画に基づき適切に維持管理を行うことを約束してほしいということだと理解しておりますが、公園の緑を守り育てるには、周辺自治会の皆様の御理解と御協力も重要であると考

えておりますので、十分に協議して適切に対応してまいりたいと思います。

4つ目の問いのペット同伴での公園利用やドッグランエリアの設置等の要望は、横峯公園だけの問題ではなく、他の公園でもお聞きしております。公園利用のルールやマナーについては、議員が御指摘のとおり慎重に取り扱うべき課題ですので、他市町村で取り組まれている事例や、その課題などについて調査を進め、まず、町としての取り組みの方向性を検討してまいります。

3番目は、教育長がお答えをいたします。

4番目も教育長のほうに答弁をしていただきます。

5番目の固定資産税の納税義務者についてでございます。

八尾議員からの固定資産税における納税義務者についてのお尋ねにお答えします。

固定資産税の納税義務者は、地方税法第343条に規定されており、第1項には「固定資産の所有者が納税義務者」と定め、第2項には「その所有者とは登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている者」とされています。

また同項には「所有者として登記または登録されている個人が賦課期日（固定資産税は1月1日）前に死亡しているときは、同日において当該固定資産を現に所有している者」とされているところでございます。

また、第4項には「種々の理由により所有者の所在が不明の固定資産について、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課税することができる」との定めもあります。

一つ目の御質問につきましては、広陵町では所有者が死亡し、登記簿において所有者の変更手続が確認できない場合、住民基本台帳、戸籍等により相続人を特定し、その相続人へ「納税義務者の選任及び変更」の依頼文書を送付し、回答に従い納税義務者を変更しています。

なお、依頼文書に返答がない場合につきましては、相続人が複数人いる場合は原則として、法定相続の優先順位の現存最上位の方を納税義務者に指定しております。この方法については、後の登記と一致する合理的な方法と認識しております。登記と一致しないことについては課税台帳への登録が課税の根拠となりますので、上記の方法に加え、現地調査等現実の所有管理をされている方の把握に努めているところでございます。

次に、二つ目の御質問ですが、固定資産の納税義務者は所有者であり、課税に生活実態は影響がないものであります。相続人全員が相続を放棄した場合につきましては、民法第882条、951条及び952条の定めに従い、家庭裁判所に申し立て、相続財産管理人を立てて課税し、その後当該資産そのものを処分する方法がございしますが、広陵町では申し立ての実績はございません。放棄等により相続人不存在として課税を保留している件数は、土地で7筆、家屋で6棟の合わせて13件でございます。

6つ目の合葬墓建設計画の進捗はどうかという、お尋ねでございます。

合葬墓については当初予算で500万円を計上し、建設に向けて準備を進める中で、合葬墓のアイデア募集を6月21日から7月20日まで行い、5社から提案があったところです。

一つ目の項目ですが、現在、これらの提案をもとに、デザイン・規模・建設時期・予定価格を決定する作業を行っており、同時に、受付開始時期・遺骨の管理方法、名簿の作成・管理費用などについて、最終的に詰めているところです。

次に、条例案につきましては、上記の内容に合わせて案文策定をすることとし、平成31年第1回定例会への上程を想定しています。

三つ目の追悼式については、他市町村でも実施している例は少なく、現時点で広陵町として実施する必要は低いと考えておりますが、今後のニーズに応じて検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(堀川季延君) 植村教育長！

○教育長(植村佳央君) 八尾議員さんの質問、三つ目と四つ目の答弁をさせていただきます。

まず初めに、三つ目の平成31年度中学校道徳教科書の選定についてでございます。

まず最初に、北葛城郡は第17採択地区に当たります。協議会では、採択地区内の小学校及び中学校において使用する教科用図書について協議し、教科ごとに同一の教科用図書出版を選定することとしています。

道徳が教科化された背景には、2011年(平成23年)、滋賀県大津市で起きました、中2いじめ自殺事件が大きく影響していました。事件前後の学校や教育委員会の隠蔽体質の問題もありましたが、子供たちの道徳性が乏しいのではないかという問題点も指摘され、いじめ問題への対応について十分に取り扱う必要があるとの理由からでした。

今回の中学校道徳教科書の採択についても、十分な協議の結果、4町全て光村図書出版を選定する結果となりました。同社教科書を選定した理由としては、新学習指導要領において、「考え、議論する道徳への転換を図るための工夫」が重要視されていることと、「振り返り活動への対応」「各教科との関連」「情報モラルなど現代的な課題の扱いの工夫」などについて、生徒が学びのテーマや考える観点をもとに、毎回の授業で、学びの記録を残しながら学習を進めることができるように構成されていることです。

なお、いじめ問題や情報モラルなど現代的な課題への対応や他教科とつながる教材、「見方を変えて」などを通して考え、議論したくなる授業を構成しやすくなっていることや、さらには、生徒の成長段階や行事などに合わせて1年を四つのシーズンに分け、シーズンの中にユニットを設けて1時間ごとの学びが関連するようにもなっています。

また、各学年の巻頭に「詩」を載せ、生徒が詩の主人公とともに成長していくような構成や、かつて中学生だった大人から、今の中学生への直筆メッセージを載せるなど生徒の興味・関心に配慮する工夫がなされているなどが選定理由となったものであります。

次に、質問事項の二つ目ですが、さきに申し上げたとおり、北葛城郡は第17採択地区に当たり、今年度の教科書採択の事務局は上牧町となるため、議員が求めておられることについて

は、上牧町に情報公開請求をしていただく必要があると思われま

す。続いて、二つ目の質問です。全国学力・学習状況調査についてでございます。

まず最初に、御質問のとおり、文部科学省はこの調査の実施要領「5(5) 調査結果の取り扱いに関する配慮事項」の記載の中で、調査結果については、「調査の目的を達成するため、みずからの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする」としています。

具体的には、調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは「学力の特定の一部分」であること、「学校における教育活動の一側面」であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である旨が書かれています。

これらの意義を十分に理解し、平均正答率の推移に一喜一憂するのではなく、その解答状況に目を向け、なぜそうなったのかという誤答分析をすることで継続して課題となっている問題を授業の中で取り上げ、その改善に取り組むよう指導をしています。

さらには、奈良県そして本町の特徴でもあります、無解答による不正解が全国の結果と比べ高い割合を示していることから、その理由の把握に努めるなど、さまざまな課題克服に向けた「指導改善」につなげることを「ねらい」とするよう指導しています。

また、調査結果を公表する際においても、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみを公表するのではなく、その分析結果をあわせて公表することとし、この調査結果ではかかれるものは、さきに申し上げました教育活動の一側面であることなども明示する必要があることを指導しています。

次に質問事項の二つ目ですが、全国平均を下回った教科のあることについてですが、御指摘のとおり、あくまで相対的な学力であり、国や各都道府県のこれまでの10年間の取り組みの成果の一つとして、平均正答率の上位県と下位県との差が小さくなってきたという事実があります。

さらには、平成29年度から顕著となることに配慮して序列化や過度の競争が生じないように、各都道府県の平均正答率が整数値で公表されることとなった事実などもあります。相対的な学力の序列の変動が本町の児童生徒の学力低下に直接つながるものと言い切ることはできません。

そして、教科に関する調査だけでなく、質問紙の調査結果から規範意識に関する各質問項目に肯定的な回答をした児童生徒の割合及び全国平均との差は、次第に改善し全国平均に近づいている状況であります。

しかし、これに対して、国語、算数・数学の学習意欲は、ほぼ横ばい状態であり、特に中学校において全国平均との差が大きく、さらには、学校外での学習時間について、全国平均との比較では「3時間以上」と「全くしない」と回答した児童生徒の割合が大きく、多くする者と全くしない者との二極化が見える傾向がより顕著であります。

これらを総体的に改善するためには、御指摘いただいているとおり、教員の定数増や教育環境の整備に加え、教員一人一人が授業力の向上とともに、膨大な情報から必要な情報を読み取り、適切に判断したり、他者と協働したりしながら自分の考えを持ち、課題を解決していく力などの新しく求められている力を正しく認識することが重要であると考えます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長(堀川季延君) それでは、項目順に自席にて再質問をお願いします。

13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 答弁ありがとうございました。答弁が予定より8分長くなりましたので適切に間引きますけれども、その分簡潔明瞭に答弁をお願いしたいのでございます。

第1番目の健康診断のことについては、かかりつけ医を持っておられない高齢者の方については、集団健診を考えたいという答弁でございます。寺戸南の交差点のところ、今、2,400平米の工事をやっていますが、そのことも書いていただいています、この健診センターというのは、町の側とそれなりに議論をされて、健康診断を重視したいので来てくれとか、何かそんなやりとりがあって、そのようになったのでしょうか、中身を教えてください。

○議長(堀川季延君) 林田生活部長！

○危機管理監兼生活部長(林田哲男君) お答えさせていただきます。

今度開業されます健診センターとは、8月の上旬、事業内容等の説明を受けました。そこで我々のほうから広陵町の健診日を設けてほしいという申し出をさせていただいて、ほぼほぼその内容で今進めさせていただいているところでございます。

○議長(堀川季延君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) ありがとうございます。せっかく開院して、やっぱりたくさんの方が来ていただいたほうが事業主のほうも喜ばれると思います。保健指導についても体制を整えたいというふうに書いてありますから、これは、努力していただいて、ぜひやってください。高齢になりますとやっぱり、若いとき元気でも、どうしても病気が出やすいということになります。

それから国保運営協議会のような任意の設置は難しいかということですが、難しいという答弁でございました。これは窓口でアンケートを書いてもらうのがなかなか難儀な方もおられるから、いろんな方に声かけしていただいて、職員だとかいろいろその方々はどうですかということ、御意見どうですかということをもっとフェイス・トゥー・フェイスで、やっぱりお尋ねするという仕事もこの健診センターでも大いにやってもらったらいんじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長(堀川季延君) 林田生活部長！

○危機管理監兼生活部長(林田哲男君) そういったところもこの間の打ち合わせでは、我々のほうからお願いしております。あわせて初回には、我々職員のほうもそこへ参加させていただいて、アンケートというか、意向調査みたいなものも検討させていただいているところでございます。

○議長(堀川季延君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) ぜひその方向でお願いしたいと思います。

2番目にいきます。横峯公園のことについては、きょう持ってまいりましたけれども、町が準備をされた検討会の説明資料でございます。公園というものは自然にできているものだと私は小さいころから思っておりましたのに、こんなに計画的につくるものだとは思っていませんでしたので、びっくりをいたしました。それからせんだっての台風で、近所の方は、6丁目の方ですけども、早速横峯公園に、現地に確認に行ってお倒れていないかと、たしかこれは枯れているというふうに説明があったけれども大丈夫かとかいって、いろいろ関心が高まっているようでございます。そういうことで、町は上手にうまいこと怒りをもってメタセコイアをのけろというふうに言った住民もおられますけれども、その怒りを上手に使って、公園の改善につなげようという、なかなか巧みなやり方をとられたなというふうに私自身は思っております。議会がはねた後に、町内の被害状況も見せていただきまして、古寺の神社のあの大木がひっくり返った写真もお見せしましたところ、これは根っこがないねと、こういうことになっているんやねということがわかって、この関心がやっぱりいろいろ広がっているようでございます。

自治会との関係をちょっと書いておるんですが、私がこの検討しているのは、何も議員ということで参加しているわけじゃありません。近所の者の一人ということで行っております。何も発言をいたしません。住民の方がどういうふうな御意向を持っておられるのかということをご直接確認をしておくことが大事ではないかと。だからいずれ周辺の自治会との間で、約束事を設けるのは、そのとおりのことですけれども、参加しているのは、多くても30人ぐらいのことですから、自治会内部に合意形成ができるかどうかは、その自治会の役員さんが町が申し述べることについて、どういうふうに前向きに受けとめるのか、いや、あんなあかんてというふうに受けとめるのかでかなり変わってくると思うんですね。このあたり、だから今検討会がうまくいっているから、自治会の側もうまくいくというふうに思わないほうがいいんじゃないかと僕は思っているんですけども、そのあたりの認識はどうですか。

○議長(堀川季延君) 中川理事！

○理事(中川 保君) みどりの検討会に御参加いただきましてありがとうございます。検討会でおおむね、大筋同意をいただいた、みどりの保全計画なんですけれども、実際には、30名程度の方の御参加という御指摘もございますけれども、これから本格的に実施していくということになります。町長も述べましたように、大幅に伐採を進めると言うことになりますので、余り御存じのない方からは、相当な批判を受けると覚悟しているところなんですけれども、今回の台風の被害を見ましたら、やはり過去に大きく手入れをしている公園は被害が小さかったと。手入れのできていなかったところ、一定程度やりかけて緑を守れという声をお聞きして、手を緩めた公園については、まさに被害が大きかったことを実感しております。ですので、自治会との協議、合意も必要なんですけれども、一定程度これからやることについて御理解していただく必要があるというふうに考えておまして、その辺も含めて皆さんとまた意見を交わさなければならないと思っておるんですけども、今のところは、この計画、まだ全然実施しているわけではなくて、これからやったらどうなるというのは、すごい切り株とか、切り枝の姿を見て、皆さん

からのすごい批判を受けるんじゃないかなと思っているんですけども、そこは一定程度覚悟しながら行政としてやらなければならないことをやっていくという時期をここ二、三年は続けなければならないのかなと考えているところです。そういった町の取り組みを見ながら、自治会と御理解、御協力をいただいた協定というものが進んでいくのかなというふうに考えているところでございます。

○議長(堀川季延君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 大分心配をさせていただいておりますが、それはそのとおりだろうと思います。ですから、この問題について、近隣の住民の方に資料なども、この間の検討会でこのような話でしたよと、どの程度読んでいただけるかわかりませんが、伝わっているのと、伝わっていないのとじゃ、やっぱり差が出ますので、それで対応していただけたらと思います。私がかけるわけにもいきませんが、町が今の状況を見れば、これ以外に存続を、横峯公園を保全する道がほとんどないんだという最低限度のことをやりますよというアピールをぜひしていただけたらいいと思います。

ペットのことを言われて、犬の散歩をしている方が熱心に議論をさせていただきまして、これは後からこの検討会で議論になることだと思うんですが、私は横で聞いていまして、この方は横峯公園に犬を散歩で入りたいなど、こういうことなんだろうなということを横で聞いておりました。そういうふうに思いました。ただし、犬のことについては、いろいろ批判もあるから、だから愛犬家としてのやっぱりルールといいますか、モラルといいますか、そういうのをきちんとしないと、それはなかなか通らない要望なんだということも言っておられたように思います。この点、また引き続きサポートをさせていただいて、私らも、我が家は犬を飼っていませんし、愛犬家じゃないものですからわかりませんが、私は農家なもんだから猫がありまして、猫は愛玩動物ではないんですね。あれはネズミをとる大事な動物でございまして、そういう感覚でございましたから、ちょっと今の感覚とは違うところがありますけれども、引き続きサポートをお願いしたいと思います。

3番目にいきます。

道徳の教科書の選定について。教育長、これいろいろ理由を書いていたんですけども、臨時の教育委員会を傍聴された方から聞いている話では、教育委員の方は何も発言がなかったんじゃないんですか。これたしかそうだったと思いますよ。これは現場の先生方がこういうことをお示しされて、それで教育長に提案されて、認識されたんですか。これ、どこまでの認識なんですか。

○議長(堀川季延君) 植村教育長！

○教育長(植村佳央君) まずは、先ほど教育委員会の中で、教育委員さんがほとんど発言されなかったということを言われましたけれども、そうではなくて、私も一応その中の議長みたいな形で進めさせていただきました。1人ずつちゃんと委員さんには質問をして、その回答をいただきました。全くされていないという状況ではございませんので、その辺はしっかり認識していただきたいというふうに思います。

それから各学校の教員のほうには、この採択自体がちょっと夏休みに向けてですので、これからそういったことの細かい状況については、先生方には周知される。ただ、各学校には、道徳教育推進委員という形の先生方がおられますので、その先生方がこの道徳教育については、旗振りをされています。そういう意味では、推進教員の先生方は、そういう一定の理解を含めながら、それぞれの道徳を各学校で推進をさせていただいているということがありますので、これからこの選定が終わった段階で、その後その先生方が中心となって進めていただくことになると思います。

以上でございます。

○議長(堀川季延君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 中身はわかりました。

それから情報公開を上牧町にせよということですから、早速いたしたいと思います。

私が一番心配していたのは、ある検定を通った教科書なんですけど、日本教科書というところがあるんですけど、この出版社が事実上、ヘイト出版、韓国がどうの、中国がどうのと、最近よく書店に積まれている本がありますけれども、そこ役員も場所も同じというところがありまして、それで会社を定時にひけた労働者のある方と会って食事をしたと。終わってからまた会社に戻らなあかんねんと、こういう記述があるんですな、あの教科書には。だから今、ブラック企業をどうしたらいいのか、長時間労働がどうだと、働き方改革ではなくて、働かせ改革ということが話題になっているときに、ちょっと流れに乗らない教科書で、これを選考されるとちょっとまずいなというような感じがしておったわけです。そういう意味で、道徳教育が本当に実を上げるかどうかというのは、半ば疑問視する立場ではございますが、真つ当な主権者教育といえますか、国民が主権者であるという立場でのやっぱり道徳教育というのがやっぱり求められているんじゃないかというようなことを思っておりますので、これはこれとして引き続き注目をしてまいりたいと思っております。

4番目にいきます。

全国学力・学習状況調査について、私も持ってまいりました。この中には、このテストの結果がどうだと、調査により測定できるのは、学力の特定の一部であるということ、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であると、こういうふうに書いてあります。それをそのまま答弁書に載せられたわけでありまして。これはこれで大変大事なことだということでありありがとうございます。

きのう一般質問された坂口議員のところは、広陵町の中学校の平均点を数字で出されましたけれども、関心のある人は学校単位でそれぞれ何点だったのかと、こういうようなことも関心があるのかもしれませんが、しかしそれはちょっとオープンにするのは控えてもらわないとまずいのではないかというふうに思います。模擬テストなどで、民間の塾なんかでよくやるのは、塾のレベルを上げようというので本気になって勝負をかけるような模擬テストのときには、成績のちょっと低い人を君ちょっと休んでよとかいって、肩たたきするそうですね。だからそれに類

するようなことがあるということだと言ってわけじゃないんですけども、受験者がどのような状況であるのかということだ、やっぱり影響があるわけだから、だから長い目で子供たちが勉強が好きになるようにしてあげてほしいと思います。

私ごとで恐縮ですが、私中学校のときに化学クラブでして、入ったときの理由がちよっと変わっているのを紹介したいと思うんですが、メチルアルコール50ccと蒸留水50ccをどっど入れるんですな。それで攪拌するんですよ。大体これ何ccになるかと。50と50だから100になるやろと、こう思うでしょ。96.2なんです、これ。理科の先生が「八尾、立て。何で96.2になるのか言え」と。「えーと、うー」とか言って詰まりまして、「溶けたんだと思います」と、そんな文学的なことを言ったらあかんのですって。バケツにすり切りで砂利を入れますわな、すり切りでぱんぱんに入れますやろ。その中に水を入れたら入りますやんか。だから砂利と砂利の間がすき間があいているから水が入り込むんですな。だから分子の大きさが違うと、足し算して100ccにならないんですよ。なるほど、これはおもしろいと。そうすると蒸留水が10ccでメチルアルコールが90ccならどうなるか。蒸留水が20ccでメチルアルコールが80ccだとどうなるかというので調査をしましたところ、放物線を描くんですよ。この理由を、仮説を立てると。証明しろと、こうなりまして、そんな実験をやりまして、日本学生化学賞、何かそんな金賞をもらった覚えがあります。僕は理科が嫌いなんですよ。理科が嫌いなもので、だけどその授業があつて、好きになりましたから。だから結局授業、先生は自分が指導しているクラブの部員を確保したんですな。しかし、教えたことは勉強というのは、やっぱりおかしいなと、何でこうなるんだろうと、これを知りたいなという気持ちがわくような授業をしてもらわないとだめだということだと思って、僕はその先生にいまだに感謝しているわけです。余計なことを言いましたけれども、そんな点で中学校の先生方は、部活と受験でかなりハードな生活になっています。この間、真美ヶ丘第二小学校に調べにいきましたけれども、次は、真美ヶ丘中学校に一度寄せていただいて、どんな状況になっているのか、またお聞かせ願おうかと思っておりますが、かつて私のせがれが中学生だったときには、日没で部活はだめというのが決まりでありました、ルールが。冬場になると5時で終わりですよ、もう帰れというふうになっていた、そんなルールもありまして。今はどうか分かりません。それも聞いてみようと思っております。生徒にしたら、体を動かすのが好きですから、行きたいと思うんでしょうけれども、それが善意であっても、先生方は自分の中で解決をして、システムとして長時間の労働を強いられると。好きでやっているから余計なことを言うなと怒る先生もおるんですけども、だけどそれはそれでまた大事なことですな、調査をして、改善をお願いしたいなとこんなことを思っておるところでございます。

5問目にいきます。固定資産税の義務者ですね。

直接のきっかけになったのは、ある方が事情がありまして、広陵町に転入をされて、事実上の廃屋なんですな、人が住めるような建物じゃないんだけど、廃屋に住まいをされていて、それで住民票を移して、電気と水道を申し込みをして、何とか暮らしをしておられるという方からの相談がきっかけでございます。個人のその方の利益のために質問を議会ですというのは、余りいいことはありませんから、制度として申したいと思うんですけども、結局客観性があるかど

うかということなんですね。事実上の所有をしている人には請求をするんだということで、その方から依頼文の写しをいただいてまいりました。ちゃんと届け出してくださいよと。届け出していない場合は、この地方税法の第9条の2の規定によって、町で相続人等の1人を代表者として指定をして、納税通知書を送付させていただくことになると書いてあるわけでございます。納税意識のある方でも、だけど自分の土地だ、財産だというふうに認識しないのに、税金だけ払えというのは得心がいかにないかと思うんですけれども、そのあたりの心情はどういうふうに考えていますか。

○議長(堀川季延君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) まず、議員お示しいただきましたように通知の依頼文書を出させていただいて、それによって、返答いただけない場合、こちらのほうでまず調査のほうをさせていただきます。答弁にも書かせていただきましたけれども、相続の上位の方を納税義務者として台帳のほうに登録するんですけれども、そのあたりは、住んでおる、住んでおらないというのが納税義務者の分ではなくて、あくまでも所有という形になりますので、その所有実態があるかどうかを調査しているところでございます。

○議長(堀川季延君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 所有と言われたので、少し踏み込んで質問をしなければなりません。これが紹介をした、持ち主がわからない土地が九州の面積を超えているという、こういう本です。今、国はリニア新幹線を通そうと思ったら、あちこちに持ち主のわからない土地がぎょうさんあるので、これを改善せなあかんといつて、ことしの6月に国会で円滑に売買できるように、取引ができるように、移動ができるように法律も決めたようでございますけれども、逆の立場からいうと、誰が所有者なのかわからない土地に例えば課税をするということになるでしょう、町は見つけ出して。果たしてそれでスムーズにいくんですか。それで一つ質問としてお尋ねしたいのは、例えば入会権の確定している不動産がありますね。この場合の課税はどうしますか。

○議長(堀川季延君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) 質問させていただいても構いませんが、私、ちょっと入会権自体がよくわからなかったのです。

○議長(堀川季延君) 時間をとめてください。反問権。入会権がわからないということでございます。

○総務部長(吉田英史君) ちょっと認識不足で入会権がわからないので済みません。

○議長(堀川季延君) よろしいでしょうかね。

13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) 入会権のもともとを探ると奈良朝までさかのぼるんだそうですけれども、室町時代に確定された権利でございまして、農村共同体などが管理している池だとか、山林だとかいうあたりを村の共同所有にするんですね。そこの中に入って、まきをとったり、牧草をとったりして、そこに住んでおられる方々がその土地の収益を受けるということがあつたわけですね。だから、この場合、登記ができないわけですよ。質問になってから言おうかと思ったけど、ちょ

つといいますと、登記ができないのに、第三者に対抗しなければならないというので、例えば大字の区長とかね、大地主なんかが俺の土地やというふうに一応しておかないと、よその者が入り込んできてとられてしまうと困るから登記しておかなあかんがなとって法務局に登記する場合もあるんですよ。だけど事実でない登記をする場合があるんですね。広陵町でそういうのがあるのかどうかわかりませんが、一応説明として、そんなところですよ。

○議長(堀川季延君) 理解いただけましたでしょうか。よろしいですか。

それでは、吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) どうもありがとうございました。

実態といたしまして、そういった形の土地が広陵町にあるということも何ぼかは認識のほうをしております。今、しておりますのは、その土地の目的、公共的な目的に使用されているところもございまして、そのあたりは、非課税の措置をとらせていただいているところもございまして、

以上です。

○議長(堀川季延君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) ぐあいの悪い話をしますと、広陵町だというふうには断定していないから、私知らないの、一般的な話として聞いてもらいたいんですが、そうすると例えば明治のころに、地租の改正がありましたやん、今の固定資産税の前のやつ、地租ですわな。そのときに、今言ったような事情で村の所有なのに、第三者がやってきて、とられたらかなわんから、大字区長のおれが個人の資産ということで法務局へ登記しておくがなと。固定資産税もおれのほうで払っておくがなとって、100年間固定資産税をずっと払い続けたとしましょう。ほんなら争いになりますわな、3代か4代たったら、あの土地はたしか違うでと。文書も残っていないし、そのときやりとりしたおっちゃん、おばちゃんも皆死んでいるわけや。争いになりますやろ。そのときに、悪いことをした人は、どういうふうに言うかといったら、「何を言うてますねん。100年固定資産税を私、払い続けてきましたがな」と言って主張するわけですよ。ということは事実でない課税をすると、そういうことが起きるわけや。だから事実がどうなのかというのを合理的な基準がなかったら危ないんじゃないかと。町がだしに使われるわけ。そうことをちゃんと危険視して、危ないなという認識があった上で課税しているかどうか。どうですか。

○議長(堀川季延君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) なかなか難しい面もあると思いますけれども、所有者ということで、やっぱり調査をいたしますし、その所有の実態がどうかというところ、例えばうちのほうで台帳に登録したといたしまして、何らかの相談がある。相談があった場合につきましては詳細な調べをもちまして、必要に応じて台帳の校正等には応じていくこととなっております。町が指定する際に誤りがあった場合のことをおっしゃっていただいていると思いますけれども、そういったことがないように、事務のほうを重々注意しながらやっていきたいと思っております。

○議長(堀川季延君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) なかなか難しいことだし、それでこういう事例が最近ふえているそうなので、法務局の職員がこれ以上減らさんといってくれと、ちゃんとふやしてもらわないと調べられ

ないですと言っているんですって。だからこれはやっぱり個人の権利にかかわることですから、やっぱりそのあたりも認識していただいて、町がどこまで設けるか私わかりませんで、今の体制だとかでね。文書で残っていない人が多いわけですから、そのあたりはやっぱり土地の古老に聞くとか、やっぱり争いがもし発生したらいかんから、村を二分、三分しますからね、こんな争いになりますと、どえらいことになりますから、十分に気をつけていただかないといかんのやないかと、ちょっと当初の質問から横へそれたような感じもないわけではありませんけれども、言っているのは、その人が将来においてちゃんと相続ができて、その暁には税金を払おうというふうに言っておられる方もあるわけだからそういう方の善意をやっぱり信じて町政もやってもらいたいと、こういうことを言いたかったので、申し上げます。

最後の合葬墓のことを申したいと思います。これなかなか反応がありまして、いつになるんだと、幾らになるんだという問い合わせが私のほうにもあるんですけれども、いやいやちょっと待ってください。条例もまだ何もできてませんねんということですね。それで墓じまいをされる方がふえているというのがどこでもある問題でございまして、ぜひ広陵町が生まれてからやっぱり亡くなるまで、それなりに関与していただいて、大事にすると。私のお知り合いで、広陵町が大変いいところなので好きになったと。本籍を移したんですって、今のお住まいのところに。広陵町に本籍を移したと言っていましたよ。私はここでついこの住みかのつもりだと。だけれども、子供がちよっと遠方に行ったり、それから娘がいるんだけれども、嫁いだけれども、宗教が違うので、嫁いだ娘をいつまで世話しろというふうにいうのかわからないと。だからもし、広陵町でそういう合葬墓ができれば、私も個人のお墓にも入ろうかと思うけれども、幾らかを分骨ということでお世話になりたいなど、こんな気持ちを言っておられました。そこらあたり心の安寧ということが問われることですから、やっぱりふつと広陵町に来てよかったなと思う瞬間だと思うんですよ。この瞬間、部長、わかりますか。どうですか。

○議長(堀川季延君) 林田生活部長！

○危機管理監兼生活部長(林田哲男君) 私もこの広陵町に生まれ、この広陵町に育ってきており、林田家を継いでおりますので、墓もございまして、そういった気持ちは重々感じております。この合葬墓のことにつきましては、答弁にもありましたように、6月21日からほぼ1カ月間かけてアイデア募集、いろんな運営から管理、そしてデザイン等々のアイデアを募集したところでございますけれども、どうもデザインだけが出てきまして、それ以外の運営とか管理方法というのがアイデアとして出てきませんでした。ですから、我々行政側でそういったところをしっかりとつくって行って、それをお示ししないといけないなと思ひまして、今その製作にかかっているところでございます。

○議長(堀川季延君) 13番、八尾議員！

○13番(八尾春雄君) ぜひ十分に協議していただいて、気持ちがやっぱり安らかになるという方向で取りまとめをお願いしたいのでございます。そういう意味もありまして、5年に1回、追悼式をどうですかと、僕はそんな大層なことを考えていないんですよ。町長が5年1回、その合葬墓の前へ行って、30分ぐらいの式典をやって、亡くなった方の遺族の方から一言、二言御挨拶

挨拶をいただいて、今日広陵町があるのも皆さんのおかげでございますということで挨拶をされたら、それはまたそれで、なるほど広陵町の合葬墓はそういう運営をされているんだなというのがわかっていいんじゃないかなと思って言っているわけです。別に特定の宗教でやれとか、そんなつもりは全くない。無宗教でやってくださいということでお願いしているものでございまして、その点だけもう1回聞いておきます。町長、どうですか。

○議長(堀川季延君) 山村町長！

○町長(山村吉由君) 広陵町に住まいをしていただいて、ついこの住みかとして、ここに最期、終えんの地を迎えられたということはやはり感謝の心を示すべきだというふうに思います。御提案いただいておりますことをしっかり踏まえまして、検討させていただきたいとします。

○議長(堀川季延君) 以上で、八尾議員の一般質問は終了しました。